

日本国 首相官邸
内閣総理大臣 高市早苗 殿

お世話になっております。
添付の通り

- * 国民への一定額の生活保証制度の新設
- * 当期利益剰余金に於ける課税制度（既存特定同族会社）を参考

新たに適用する施策提案を若輩ながら送付させていただきます。

何卒 御思慮の上、閣内及び議会に於いての議題の一つとして活発な御議論を
切に願う次第であります。

尚、貴殿に対する郵便物授受フローに沿った、安全面での検閲等を実施して頂いた後の
御拝読を頂いても構わないことを理解した上での郵便物の送付とさせていただきます。

〒001-0011
北海道札幌市北区北 11 条西 3 丁目 2 - 2 3 - 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：

日本国 首相官邸
内閣総理大臣 高市早苗 殿

国民への一定額の生活保証制度の新設 当期利益剰余金に於ける課税制度適用

上記表題 2 項目について、理由及びそれぞれによる状況と対策を列挙して記載す。

(理由)

現在の国民生活状況に於いて、下記の要因により 瞬く間に無収入状態に陥る世帯が増加傾向に在る。

- ① 企業倒産
- ② 解雇・早期退職者募集の経営策(リストラ等)
- ③ 困難な高年齢による再就職社会

(状況)

- ① インフラ料金及び各種税金の滞納による住環境の喪失
- ② 国民健康保険無加入者存在の実態

- ① は日本国憲法第 25 条の示す「生存権」を阻害するもの
- ② は「国民皆保険」の基本概念であり、違憲の是非を争う事も予想される

但し、

- ① に於いては、生活保護制度を利用する
- ② に於いては、失業保険等の受給により、或る一定期間に於ける水準を落とした生活を維持する

しかし、

上記前頁理由③などの理由により、先が見えない厳しい生活設計を余儀なくされている現状が今、確かに在るのも事実である。

(対策施策)

- ① 国民への一定額の生活保証制度の新設
- ② 当期利益剰余金に於ける課税制度適用

(対策財源の確保)

- ① 2025 年度に於ける生活保護受給者数

1,980,000 人

- ② 2025 年度捻出額

3.5 兆円

- ③ 日本国内人口

約 123,800,000 人

- ④ 法人内部留保(2025 年度)

前年 8.3%増

- ⑤ 法人内部留保推移

2023 年度→約 600 兆円

2024 年度→約 637 兆円

- ⑥ 2024 年度 一般会計税収

総額 約 75.2 兆円

(内訳)

(1) 法人税→約 18 兆円

(2) 消費税→約 23 兆円

(3) 所得税→約 22 兆円

(4) 相続税、揮発油税、酒税、印紙収入等の税総額→約 10 兆円

- ⑦ 2024 年度分

年間医療費総額 48 兆円

税負担 19.2 兆円(死守すべき額)

- ⑧ 48 兆円のうち約 18 兆円~19 兆円が国 地方の税金で負担

保険料(企業・個人) → 約 5 割(約 48.5%)

税金(公費・国+地方) → 約 4 割(約 38.1%)

患者自己負担 → 約 1 割~1.2 割

* 計算式

$$\textcircled{2} \div \textcircled{1} = 1,767,676 \text{ 円(年間)}$$

(1) 例である計算式

当期利益剰余金(全頁⑤の上積分) 37 兆円

例として既存の法人税率の上限率を適用すると

$$37 \text{ 兆円} \times 20\% = 7.4 \text{ 兆円}$$

(1) の値 に 全頁⑥の内訳 4 項目を加算

$$7.4 \text{ 兆円} + 18 \text{ 兆円} + 23 \text{ 兆円} + 22 \text{ 兆円} + 10 \text{ 兆円} = 80.4 \text{ 兆円}$$

上記で得た値を踏まえ、下記用途を考慮し、

<主な用途内訳>

- * 社会保障関係費
- * 国債費
- * 地方交付金等
- * 公共事業関係費
- * 文教・科学振興費
- * 防衛関係費
- * ふるさと納税
- * 警察・消防: 犯罪防止や消火活動
- * ごみ処理・インフラ: ゴミ処理施設、上水道・下水道の整備
- * 教育: 学校の校舎、机、教科書など
- * 健康・福祉: 予防接種、健康診断、公立病院の運営

上記例とした計算式で得た値を財源とした理論的根拠とする。

また、新たに起業による新規法人等についても考慮せねばならぬ為、
政府に於いて

*業種別

*規模別

に於ける「繰越内部留保額の試算と設定」の作業を必要とする内容である。

尚、現実の施策と相成る暁には、当職の悲願でもあった

「USW 社会の実現」と事候なる次第であり、

端の目立たぬ箇所に「USW by H.T」と記載して頂ければ是有難とす。

以上

令和8年4月10日

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス 222

高桑 広仁